

高度医療評価会議において承認された新規技術に 対する事前評価結果等について

整理 番号	技術名	適応症	医薬品・ 医療機器情報	保険給付されない 費用※1※2 (「高度医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費」)	事前評価		その他 (事務的 対応等)
						担当構成員 (敬称略)	総評	
035	軟骨無形成症等骨系統疾患に伴う低身長症例および下肢長不等症例に対する培養骨髄細胞移植の併用による骨延長術	軟骨無形成症などの骨系統疾患、下肢長不等により骨延長術の適応のある症例	一般名：骨髄由来骨形成細胞・担体複合体 (薬事未承認)	36万1千円 (1回)	168万3千円	戸山 芳昭	適	別紙3

※1 医療機関は患者に自己負担額を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

【備考】
○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。
○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。